

info
03

“ヤングケアラー”を知っていますか

近年、社会的関心が高まっている「ヤングケアラー」。新聞やテレビなどでも取り上げられるようになってきましたが、詳しくは知らないという方も多いのではないのでしょうか。

ヤングケアラーとは何か。大切なことはヤングケアラーの正しい知識を持つことと理解を深めることです。

ヤングケアラーの詳細は、こども家庭庁ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>) をご覧ください。



10月1日に行われた令和5年度湯沢市地域福祉セミナー(演題「ヤングケアラーと地域福祉—共にケアする地域を目指して—」)の講演内容を次号でお知らせします。

問 子ども未来課子ども子育て応援班 (☎ 55-8275)

相談窓口の紹介

- ▷秋田県南児童相談所
☎ 189
(通話無料 24時間365日)
- ▷子ども家庭電話相談
(秋田県中央児童相談所)
☎ 0120-42-4152
(通話無料 24時間365日)
- ▷ケアラーサポートLINE秋田
(LINEで相談できます)

info
05

火の用心 11月5日～11日 秋の火災予防運動

火を消して 不安を消して つなぐ未来

期間中、各地域の消防団および消防署で訓練などを実施します。

ご近所の皆さんは、火災発生のサイレンとお間違えのないようにご注意ください。

■訓練実施日 11月5日(日)

- ◇消防団・消防署活動訓練
▷午前9時から 湯沢地域 消防庁舎および市職員駐車場
- ◇消防団・消防署連携訓練
▷午前9時から 稲川地域 駒形地区内
- ◇消防団・消防署合同駆け付け訓練
▷午前7時から 雄勝地域 秋ノ宮地区内
▷午前9時から 皆瀬地域 板戸地区内

問 総務課総合防災室 (☎ 55-8250)

info
04

もしもの時に備えて

避難行動要支援者名簿情報の提供に「同意」をお願いします

市では災害対策基本法に基づき、一人暮らしの高齢者や重度の障がいがある方など、災害時に何らかの手助けを必要とする方をまとめた『避難行動要支援者名簿』を作成しています。

災害に備える目的などで、支援をする側(町内会、自主防災組織、福祉団体など。以下「避難支援等関係者」という。)が平常時にこの名簿の情報を利用する場合は、名簿に登載されている本人の同意が必要になります(現に災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合は、同意の有無に関係なく避難支援等関係者に提供される場合があります)。

◆本人の「同意」について確認します

名簿に登載されている方には10月下旬に「避難行動要支援者名簿提供同意書」を送付しています。名簿情報提供の可否について必要事項を記入の上、12月28日(木)までご返信ください。

今回、回答がなかった方には、継続して意向の確認をします。

問 福祉課地域福祉班 (☎ 73-2122)